

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和3年11月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分 量定	処 分 年月日	事案の概要
支部職員1名	降格	令和3年 11月26日	<p>審査請求に係る意見書作成業務において、個人情報を含む関係書類を自席周辺に放置し紛失させた。</p> <p>また、当該業務の処理遅延発覚後、上司からの指示により一旦は処理遅延を解消させたものの、その後再び処理遅延を常態化させ、そのことについて上司への報告相談等を怠り、処理遅延を続けていた。</p> <p>さらには、上司からの進捗確認に対し複数回の虚偽報告をしていた。</p>
支部職員1名	戒告	令和3年 11月26日	<p>審査請求に係る意見書作成業務において、処理一切を担当者一人に行わせ、管理職として自らが行うべき個人情報の適切な管理及び進捗管理を行わなかった結果、担当者が関係書類の紛失及び処理遅延を発生させた。</p> <p>さらに、当該業務の処理遅延を把握した後、一旦は担当者に処理遅延を解消させたものの、処理体制の見直し等必要な措置を講じず、またその後も進捗管理を怠った結果、処理遅延を再発させた。</p>

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。(プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。) なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上